年　　月　　日

　様

　三股町長

三股町移住支援金交付決定通知書

　三股町移住支援金交付要綱第５条の規定に基づき、以下のとおり三股町移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金　　　　　　　　　　　　　　円

（備考）

１　三股町は、宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（以下、「要領」という。）の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

・申請日から３年未満に三股町以外の市区町村に転出した場合：全額

・申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職（要領第５の１（１）②に該当する就職に限る。）を辞した場合：全額

・宮崎県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

　・申請日から３年以上５年以内に三股町以外の市区町村に転出した場合：半額

２　町長は、宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領の規定に基づき、宮崎県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

３　フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

４　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります